

## 支援施設設置運営規程

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 入居者の採用（第6条～第9条）
- 第3章 入居者の貸借等（第10条～第12条）
- 第4章 入居者の義務（第13条～第19条）
- 第5章 保健、衛生及び安全（第20条～第24条）
- 第6章 入居者役員（第25条～第26条）
- 第7章 選考委員会（第27条）
- 第8章 補則（第28条～第30条）
- 附則

### 第1章 総 則

#### 第1条（目的）

この規程は、一般財団法人山王母子支援事業団（以下「事業団」という）が、事業団定款第4条第1号に定める、母子家庭に対する支援施設の設置運営事業を行うに当たり、適正かつ確実な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2条（定義）

この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援施設  
事業団が管理する会館で、別表に記載するもの
- (2) 入居者  
母親であり、事業団から入居を許可され、支援施設に居住する者
- (3) 同居者  
入居者の子であり、入居者とともに、支援施設に居住する者

#### 第3条（入居者の申請資格等）

- 1 入居者として申請できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。
  - (1) 日本国籍で、婚姻しておらず、子を持つ母親（母子家庭の者）
  - (2) 年収（年金、手当、養育費等も含めた合計額）が400万円以下（同居者である子の年収は含まない）の者
  - (3) この規程に定める書類等の提出義務を誠実に履行する者
- 2 理事長は、前項の規定にかかわらず、申請者に特段の事由があると認めるときは、申請資格を認めることができる。
- 3 入居者は、支援施設への入居申請にあたり、入居者の子2名までを同居者とすることができる。ただし、未就学児、児童又は満22歳以下の学生（専門学生を

含む)に限る。

#### 第4条 (使用貸借期間)

入居の使用貸借期間は、入居使用貸借契約書に記載のとおりとする。

#### 第5条 (費用の負担)

- 1 事業団は、入居者から、賃料又は敷金等の名目のいかんを問わず、居住のための対価を徴収しない。
- 2 水道、電気料等についての費用(水道光熱費)は、入居者各人が負担する。ただし、事業団は、水道光熱費の一部を補助することができるものとし、別途定める。

### 第2章 入居者の採用

#### 第6条 (申請手続)

入居しようとする者の申請手続きは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業団に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) その他事業団が必要と認める書類

#### 第7条 (採用決定)

- 1 入居者の採用は、入居者選考委員会の選考を経て、理事長が決定する。
- 2 入居者の採否の決定は、申請者に対し、入居採用通知書もしくは選考結果のご連絡を送付することにより通知する。

#### 第8条 (入居使用貸借契約書の提出)

- 1 申請者が前条第2項の入居採用通知書を受領したときは、入居使用貸借契約書を連帯保証人と連署の上、事業団が指定する期間内に、理事長(事業団事務所)に提出しなければならない。
- 2 入居使用貸借契約書は、事業団所定の様式を使用する。

#### 第9条 (連帯保証人)

- 1 申請者(入居者)は、日本国内に居住し、独立して生計を営む連帯保証人1名を定めなければならない。なお、連帯保証人は三親等内の親族とし、その適任者がいない場合は、前記連帯保証人の要件を充足する他の者を以てこれに代えることができる。
- 2 前項の連帯保証人は、入居者になろうとする者と連帯してこの規程を守り、所定の義務を履行しなければならない。
- 3 入居者は、連帯保証人が欠けた時、又は理事長が不適當であると認めた時は、速やかに連帯保証人を補充し、又は変更しなければならない。

### 第3章 入居者の貸借等

## 第10条（入居）

入居者として採用された者は、事業団の指示を受けて入居するものとする。

## 第11条（居室）

- 1 居室の割当は、事業団が決定する。
- 2 入居者は、事業団の承認を得ずに、無断で居室を変更してはならない。

## 第12条（退去）

- 1 入居者又は同居者が次の各号の一に該当するに至ったときは、事業団からの通知なくして入居使用貸借契約が終了し、入居者及び同居者（以下「入居者等」という）は速やかに退去しなければならない。
  - (1) 入居者が、第3条第1項各号に規定する要件を欠くに至ったとき
  - (2) 入居使用貸借契約の期間が満了したとき
  - (3) 同居者である子全員が学生身分ではなくなり、又は学生身分であっても満22歳を超えたとき
  - (4) 入居者が、死亡したとき
  - (5) 入居者が申込書に記載した内容に偽りがあると判明したとき
  - (6) 入居者又は同居者が、この規程第17条の禁止事項に違反し、事業団が是正を勧告したにも関わらず応じないとき
  - (7) 前各号に掲げるものの他、理事長が入居者として不適当であると認めたとき
- 2 同居者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該同居者は退去しなければならない。
  - (1) 学生身分でなくなったとき
  - (2) 学生身分であっても満22歳を超えたとき
- 3 事業団は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかの行為を行ったときは、入居者等に対して退去を命ずることができる。
  - (1) この規程及び支援施設が定める規則（第18条第1項に定める。以下「会館規則」という）に違反したとき
  - (2) 故意・過失により火災を起こしたとき
  - (3) 故意に建物又は施設を破損・毀損し、又は亡失したとき
  - (4) 支援施設の風紀・秩序を甚だしく乱し、又は公序良俗に反して事業団及び支援施設の名誉を汚したとき
  - (5) 前各号に定めるものの他、支援施設の趣旨および目的に照らして、事業団が退去を命ずることが相当と認めるやむを得ない事由があるとき
- 4 入居使用貸借契約書の契約期間途中で退去を希望する入居者は、事業団に対し、期間満了の1ヶ月前までに届け出なければならない。
- 5 退去する入居者は、退去期日及び退去に係る手続き等について、事業団の指示に従わなければならない。

## 第4章 入居者の義務

### 第13条（入居者の報告義務）

入居者は、年1回、生活状況報告書並びに事業団が必要と認めた書類を事業団に提

出しなければならない。

#### 第14条（異動届等の提出義務）

入居者は次の各号の一に該当したときは、速やかに事業団に届け出なければならない。

- （1）入居者等に異動が発生したとき
- （2）連帯保証人を変更しようとするとき
- （3）入居者の実家の住所、入居者及び連帯保証人の氏名・住所・その他の重要事項に変更を生じたとき

#### 第15条（外泊届）

入居者は、帰省・旅行その他の事由により外泊する場合は、事前に事由を明らかにして、事業団に、外泊事由・期間を届け出なければならない。

#### 第16条（外来者との面接）

- 1 入居者は、外来者と面接する場合は、支援施設1階エントランスを利用することとする。
- 2 入居者以外の外来者の居室への入室・宿泊は、一切認めない。

#### 第17条（禁止事項）

入居者等は、次の行為をしてはならない。

- （1）居室の全部又は一部を第三者（同居者を除く）に転貸し、若しくは名義のいかんを問わず第三者に使用させること
- （2）居室内の構造、造作の変更、加工等を行うこと
- （3）居室内に第三者を同居させ、又は入居者以外の在室者名義を表示し、若しくは郵便物・文書等に入居者以外の名義を使用又はその連絡事務所とすること
- （4）居室内及び共用場所にかかわらず支援施設において、政治活動、宗教活動、賭博行為、他者の迷惑となる行為（放歌・高唱・騒擾行為等を含むが、これらに限られない）、又は建物および付属設備等に損害を及ぼすような行為をすること
- （5）会館規則に反する自動車・単車（原付及び台数制限範囲内のバイクを除く）等を所有又は使用すること
- （6）事業団の承認を得ないで支援施設に付置している駐車場及び駐輪場を利用すること
- （7）その他会館規則に違反する行為を行うこと

#### 第18条（指導監督）

- 1 事業団は、入居者の支援施設における居住に関し、会館規則を定める。
- 2 事業団は、入居者等のこの規程及び会館規則に違反する行為及び非行等に対し、随時、指導監督の措置を講ずることができる。
- 3 入居者等は、会館規則及び事業団の指導監督に従わなければならない。

#### 第19条（行事への参加）

入居者等は、事業団等が実施する行事には、積極的に参加しなければならない。

## 第5章 保健、衛生及び安全

### 第20条（保健、衛生及び安全）

- 1 事業団は、支援施設及び入居者等の保健、衛生の向上並びに生活環境の改善に努めるものとする。
- 2 入居者等は、自ら保健、衛生及び安全確保に留意しなければならない。
- 3 入居者等は、支援施設及び居室の鍵の保管、管理には万全の注意を払わなければならない。
- 4 入居者等は、支援施設内外において犯罪の発生を認知した時は、直ちに警察に通報するとともに事業団に報告しなければならない。

### 第21条（負傷・疾病の報告）

入居者は、負傷・疾病又は伝染病にかかり、若しくはその疑いがある時は、速やかに事業団に届出をしなければならない。

### 第22条（火災予防）

- 1 入居者等は、火災予防に関して、万全の注意を払わなければならない。
- 2 支援施設及び居室内において、指定されたもの以外の火気を伴う器具を使用してはならない。
- 3 電灯その他電力使用の箇所に故障が生じた時は、たとえ修復の技術を有するといえども、真にやむを得ざる応急処置の他は、これを施工してはならない。

### 第23条（防災対策）

- 1 入居者は、事業団が実施する支援施設の防災訓練実施時は参加しなければならない。
- 2 非常の場合は、事業団・警察・消防署等の指示に従い行動するものとする。

### 第24条（保全）

- 1 事業団は、消防設備等に係る法定の検査を行うほか、電気・給水・排水等の設備についても必要と認める時は、随時これを行うものとする。
- 2 事業団は、建物の保全・衛生・防犯・防火・救護その他の事由により管理上必要であると認めるときは、あらかじめ入居者に通知したうえで居室内に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講じることができる。なお、緊急の場合は、事前の通知を必要としない。

## 第6章 入居者役員

### 第25条（入居者役員）

- 1 事業団は入居者を代表する役員として、各支援施設に施設長を置くことができる。
- 2 施設長は、事業団が任命する。

3 施設長に事故ある時は、事業団が入居者の中から施設長代行を任命する。

#### 第26条（施設長の任務）

- 1 施設長は、事業団からの指示連絡事項を確実に入居者に伝達する。
- 2 施設長は、事業団が行う行事等に入居者を代表して協力する。

### 第7章 選考委員会

#### 第27条（選考委員会）

- 1 事業団は、第7条の業務を推進するため、入居者選考委員会を置く。
- 2 入居者選考委員会は、2名以上5名以下の委員をもって組織する。
- 3 入居者選考委員会の委員は、理事長が選任する。

### 第8章 補 則

#### 第28条（支援施設の設置運営事業）

事業団定款第4条に定める事業団の事業としての支援施設の設置運営事業は、兵庫県などにおいて行うものとする。

#### 第29条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 第30条（委任）

この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事会の決議により、施行内規を定める。

#### 附則

この規程は、一般財団法人山王母子支援事業団の設立の登記の日（令和6年11月26日）から施行する。